

広島港宇品旅客ターミナルへの
広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業
事業者募集要領

令和6年2月

広島市

1 事業の目的及び概要

広島港宇品旅客ターミナル（以下「ターミナル」という。）に本市の行政情報（※）等を配信するためのデジタルサイネージ（以下「行政情報表示機」という。）を設置することで、ターミナル利用者の利便性を向上するとともに、広島港周辺地区のにぎわいを創出する。

なお、本市の費用及び事務負担を軽減するため、行政情報表示機に広告を掲出することを認め、行政情報表示機の設置や配信する行政情報コンテンツの作成等に要する費用については、事業の企画提案を行う法人又は個人事業者（以下「事業者」という。）が広告収入等により賄うこととする。

※ 行政情報とは、市政情報、防犯情報等の公益に資する情報並びにターミナル、広島港及び南区のにぎわい創出に関する情報をいう。

2 基本事項

(1) 事業名

広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業

(2) 事業実施場所

ア 施設名等

広島港宇品旅客ターミナル（広島市南区宇品海岸一丁目13番26号）

イ 年間利用者数

1,881,161人（令和4年度）

(3) 協定期間

協定締結の日から令和11年3月31日まで

(4) 機器設置期間（放映期間）

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 事業担当課（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

広島市都市整備局みなと振興課（広島市役所本庁舎11階）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL：082-504-2337（直通） FAX：082-504-2529

E-Mail：minato@city.hiroshima.lg.jp

(6) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(7) スケジュール

事 項	時 期
① 公示	令和6年2月1日（木）
② 質問書の受付期限	令和6年2月8日（木）
③ 応募資格確認申請書類受付期限	令和6年2月16日（金）
④ 企画提案書等の提出期限	令和6年2月16日（金）
⑤ 応募資格確認結果通知	令和6年2月19日（月）
⑥ 審査（プレゼンテーションの実施）	令和6年2月下旬
⑦ 審査結果通知	令和6年3月上旬
⑧ 協定の締結	令和6年3月上旬
⑨ 機器設置開始日（放映開始日）	令和6年4月1日

3 事業者が実施する事業内容等

(1) 事業内容

ア 行政情報表示機の設置

本募集要領に記載する提案条件等を遵守した上で、速やかに行政情報表示機を調達し、ターミナルに設置する。設置に当たっては、安全面に十分配慮すること。

イ 行政情報表示機の保守

設置した行政情報表示機の運用に支障が生じないように定期的に保守点検を行う。また、故障が発生した場合又は生じる恐れがある場合には、速やかに問題解決を行う。

ウ 行政情報コンテンツの作成等

後記 9(6)に定める行政情報コンテンツの作成、配信及び更新を行う。

エ 行政情報表示機の撤去

事業期間終了後は、設置した行政情報表示機を速やかに撤去し、原状回復する。

(2) 費用負担

行政情報表示機の調達、設置、場所の変更、撤去（事業期間終了後の原状回復を含む。）、設置後の保守（保守点検、故障時の修理等を含む。）、電気料金、配信するコンテンツ（行政情報及び広告）の作成等に係る一切の費用については、実施事業者の負担とし、原則として行政情報表示機で掲出する広告の収入により賄うこととする。

4 募集要領等の配布方法

本募集要領及び応募書類一式（以下「募集要領等」という。）は、広島市ホームページ（※）からダウンロードすることができる。

※本事業のコンテンツの場所

広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和6年2月16日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記 2(5)の事業担当課

5 募集要領等に対する質問書の受付及び回答

募集要領等の内容に関する質問書は、次のとおり受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問は受け付けない。

(1) 受付期間

公示日から令和6年2月8日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 受付場所

前記 2(5)の事業担当課

(3) 提出方法

募集要領等に関する質問書（様式1）に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(4) 質問及び回答の公表

質問及び回答は令和6年2月14日（水）から2月16日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで、前記2(5)の事業担当課カウンターで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 応募資格

このプロポーザルに応募できるのは、公示の日から最適提案者決定の日（審査結果を通知した日をいう。）までの間において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4又は広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条に該当しない者であること。

(2) 営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされていない者であること。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

(6) 広島市税、消費税又は地方消費税に滞納がないこと。

(7) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。

(8) 次に掲げる者でないこと。

ア 広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員
イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

7 応募資格確認申請書類の提出

プロポーザルへの応募を希望する者は、応募資格確認申請書類を提出し、応募資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

公示日から令和6年2月16日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記2(5)の事業担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。

(4) 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。なお、提出書類は返却しない。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式2）

イ 広島市税の納税証明書

「令和〇年〇月〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る。）。

広島市税を納める義務がない場合は、申立書（様式3）を提出すること。

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（電子納税証明書は不可。申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る。）。

エ 法人の場合は、会社概要（パンフレットなど）、役員の役職名、氏名、読み仮名及び生年月日が記載されている役員名簿。個人事業者の場合は、身分証明書（免許証など）の写し。

※ 役員名簿又は身分証明書の写しに掲載されている個人情報、暴力団排除のため、本市が関係する官公庁へ照会する際に使用する場合があります。

オ 宣誓書（様式4）

(5) 応募資格確認結果の通知等

令和6年2月19日（月）までに応募資格確認書類を提出した全ての事業者に対し、応募資格確認結果を通知する。なお、誤字、脱字、落丁、添付書類漏れ等がある場合には、資料の修正等を依頼することがある。

8 応募

本事業への応募は、後記9に定める提案条件を遵守し、別紙1「公募型プロポーザル企画提案書作成要領」及び参考資料「行政情報表示機によるコンテンツ配信（番組構成）の一例」等を参照した上で、以下のとおり企画提案書等を作成・提出することにより行う。

(1) 提出書類

ア 広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業事業者選定公募型プロポーザル企画提案書（様式5）（必須）

イ 提案参考資料（任意）

(2) 提出部数

10部（正本1部＋副本9部）

(3) 提出期間

前記7(1)の提出期間

(4) 提出場所

前記2(5)の事業担当課

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。

(6) 留意事項

- ア 提案は1者につき1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。
- イ 企画提案書の再提出は、提出期間内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ウ 企画提案書の正本（1部）には応募者名（企業名、代表者）等を記載すること。
- エ 企画提案書の副本（表紙、本文及び提案参考資料）には、法人名やロゴマーク等応募者が類推できる記載はしないこと。
- オ 誤字、脱字、落丁、計算誤り、添付書類漏れ等、提案内容への影響が少ないと考えられる瑕疵がある場合には、(1)から(5)により企画提案書を提出した者（以下「応募者」という。）に対し、資料の修正等を依頼することがある。
- カ 企画提案書に記載された内容が、本募集要領に合致していないものについては、審査の対象としない。
- キ 提出書類は返却しない。
- ク 提出書類は、企画提案の審査以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年条例第6号）第5条第1項に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害するもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(7) 提案の無効

以下のア～オのいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

- ア 公示の日から最適提案者の決定までの間に前記6の応募資格を満たさなくなった者が提出した場合
- イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ 本募集要領に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- オ 後記9に定める提案条件に反した場合

(8) 提案等の辞退

応募資格確認申請書類を提出した事業者が辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

- ア 提出期限
令和6年2月16日（金）午後5時15分
- イ 提出場所
前記2(5)の事業担当課
- ウ 提出方法
辞退届（様式6）を持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

9 提案条件

(1) 行政情報表示機の仕様

- ア 行政情報表示機のうち、モニター部分（以下「モニター」という。）のサイズは、フレーム部分を含め、高さ88cm×横幅135cm以内に収まるものとし、ターミナル利用者の通行の妨げにならないよう、薄型のものにすること。
- イ 周囲との調和を乱さない外観デザインとすること。
- ウ 動画が再生できるものとすること。

エ 情報の配信方法（※）は問わないが、インターネット環境を必要とする場合には、実施事業者において整備すること（本市のネットワーク（W i - f i を含む。）は使用できない。）。

※ スタンドアロン型（U S Bメモリ等を通じて配信）、ネットワーク型（インターネット回線等を通じて配信）等

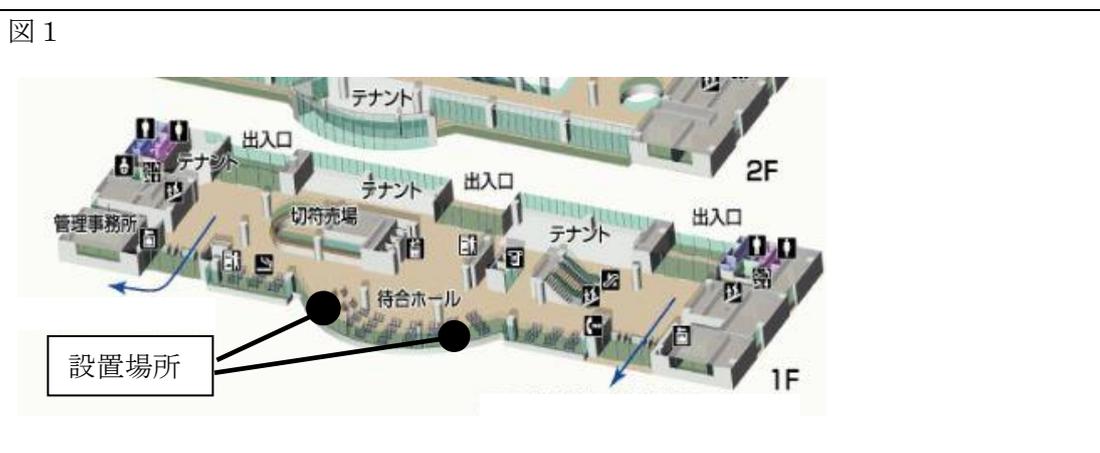
オ 情報の配信に当たっては、適切なセキュリティを施すこと。

カ モニター画面の電源の入切や、コンテンツの切り替え等については自動で行うこと（本市では操作を行わない。）。

(2) 行政情報表示機の設置場所及び設置台数

ア 設置場所はターミナル1階待合ホールの柱壁面のテレビの下部（2箇所）とする（図1の●の位置）。

イ 設置台数は、2台とする。ただし、1箇所に2台設置することは不可とする。



(3) 行政情報表示機の設置方法

ア モニターは、柱壁面へ壁掛け式で横向きに設置すること（図2のとおり。）。

イ 落下のおそれがないよう、壁面の化粧ボード裏の鉄骨部分にボルト等で固定すること（参考資料「ディスプレイの固定方法の一例」を参照）。

ウ モニターに接続する機器（U S Bメモリ、P C等）は、外観、いたずら防止を考慮し、モニターの背面に設置する等、利用者の目に触れないようにすること。

エ 全ての配線は、ケーブルカバー等で隠蔽すること。

オ 行政情報表示機の稼動時間は、ターミナル開館日（年中無休）の午前5時30分から午後11時10分（1日あたり約1,060分）とし、稼動時間外はモニターを消灯すること。

図 2



(4) 行政情報表示機の保守

事業期間中、行政情報表示機の運用に支障が生じないように定期的に点検を行うこと。また、故障が発生した場合又は生じる恐れがある場合には、直ちに現場で点検・修理を行うなど、速やかに問題解決ができる体制を整えること。

(5) 行政情報表示機で配信するコンテンツ

行政情報表示機1台ごとの稼働時間のうち、50%以上の時間は(6)で作成等する行政情報コンテンツを配信すること。残りの時間については、(7)広告掲出に規定する条件を満たした広告の掲出が可能である。なお、行政情報コンテンツの作成及び配信に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、実施事業者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

(6) 行政情報コンテンツの作成等

以下のコンテンツを行政情報コンテンツとして掲出する。なお、配信数及び更新頻度は、協議の上決定する。

ア 本市が提供する情報(文字情報、画像データ等)を元に実施事業者がレイアウトし、配信・更新するコンテンツ

- ① みなとオアシス関連イベント情報(イベント名、日時・場所、イベント内容等)

【参 考】みなとオアシス広島運営協議会のホームページ

<http://minato-oasis-hiroshima.com/event.php>

② 広島市の観光やイベント情報（名称、日時、場所、内容等）

【参 考】ひろしま公式観光サイト Dive! Hiroshima ホームページ

<https://dive-hiroshima.com/>

③ 南区内の地域情報（名称、内容等）やイベント情報（名称、日時・場所、内容等）

【参 考】南区役所ホームページ、広島市広報紙「ひろしま市民と市政」

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/minamiku/>

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koho-hiroshimashimintoshisei/>

④ ターミナル入居テナント紹介、募集等

⑤ その他行政情報

イ 本市が作成（動画、画像データ）し、実施事業者が配信のみ行うコンテンツ

(7) 広告掲出

行政情報表示機で広告を掲出する場合には、以下の条件を満たさなければならない。

ア 広告の内容・デザイン等については、広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則（昭和43年規則第76号。以下「広告物掲出規則」という。）及び関係法令を遵守すること。

イ 広告は、行政情報表示機の画面（映像表示部分）のみで掲出すること（フレーム部分等に掲出する方法は認めない。）。

ウ 同一画面上に行政情報と広告を同時に掲出しないこと。

エ 本市が審査し、掲出を許可した広告のみ掲出すること。また、審査の際に必要な広告の印刷原稿・データ・広告内容のチェックリスト等については、本市の指示により、事前に提出すること。

オ 広告の掲出枠数・更新頻度等については、協議の上、決定するものとする。

カ 音量については、無音とすること。

キ 広告主の募集及び広告の作成は、実施事業者が自己の負担で行うこと。ただし、広告収入は実施事業者に帰属するものとする。

ク 実施事業者は、広告の内容に関する苦情その他問題が発生した時は、一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めること。

ケ 第三者から広告に関連して被害を被った旨の損害賠償請求がなされた場合は、実施事業者の責任及び負担において解決すること。

(8) その他

ア 関係法令等を遵守すること。

イ 事業を円滑に運用するとともに、本市の職員、ターミナルに常駐する警備員及びターミナル利用者等からの問い合わせに対して速やかに対応できる体制を整えること。

ウ 本事業の実施に際し、第三者に与えた損害は実施事業者の責任において処理すること。

エ 本事業の実施に際し、疑義が生じた時は、本市と協議してこれを解決すること。

10 審査方法

(1) 審査

提出された企画提案書の審査（評価を含む。）は、公正かつ客観的に行うため、審査委員会において行う。

(2) 審査基準

別紙2「広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業事業者選定基準」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書により、令和6年2月下旬に広島市内でプレゼンテーションによる審査を予定している。所要時間は1者あたり約20分とし、詳細については、別途応募者に通知する。

(4) 最適提案者の決定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を最適提案者とし、次点の者を次点提案者として決定する。ただし、審査委員会において、本事業を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、最適提案者及び次点提案者を決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面で通知する。なお、審査内容及び審査結果に関する問い合わせ並びに異議等には、一切応じない。

(6) 審査結果の公表

最適提案者の決定後、応募者全員の商号・名称、各応募者の審査結果、審査委員の職名について、広島市ホームページで公表する。

11 協定の締結等

(1) 協定の締結

令和6年3月上旬に、提案内容実施のために定めた協定を最適提案者と締結する。ただし、指名停止等やむを得ない事情により最適提案者と協定を締結できないときは、次点提案者を最適提案者とみなす。

(2) 協定の内容

別紙3「広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業協定書（案）」のとおり。なお、協定書の詳細については、本市と最適提案者で協議の上決定する。

(3) 事業計画書の提出

最適提案者は、本募集要領の提案条件及び応募時に提出した企画提案書に基づき、行政情報表示機の設置・保守及び維持管理方法、実施体制、スケジュール等について記載した事業計画書を作成し、本市に提出する。

12 事業期間中の留意事項

(1) 協定締結後、本市に対し、広告物掲出規則に係る使用許可申請を行い、許可を受けること。

(2) 広告物掲出規則に基づき、本市に使用料を納付すること。

(3) 行政情報表示機の設置運用等に係る消費電気料金として、別途本市が算定する金額を納付すること。

(4) 事業期間中であっても、やむを得ず本事業の一部又は全部を中止することがある。また、行政情報表示機等の仕様、設置台数及び設置場所については、協議の上変更することがある。

- (5) 本市は、事業期間中に広告主の責めに帰する理由に基づき、広告の掲出に不適当な事情が生じた場合には、当該広告の掲出を中止することができる。
- (6) 設置機材によっては、広島県港湾施設管理条例（昭和27年条例第36号）に基づく許可申請を求められることがある。

13 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、最適提案者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 審査委員会の委員に対する不当な働きかけは、一切禁止する。

14 その他

- (1) 本募集要領に記載した内容は、本募集のみの設定条件とし、提案内容を基に詳細な内容を本市と協議の上決定し、事業を実施するものとする。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書等の作成、その他本プロポーザルの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。